

厚生労働省

埼玉労働局



建設業における労働災害防止対策について

令和6年度埼玉建設工事関係者連絡会議

令和6年6月26日(水)

埼玉労働局労働基準部健康安全課

課長 川又 裕子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の説明内容

- 1 労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 建設業における安全衛生対策の推進
- 4 熱中症対策

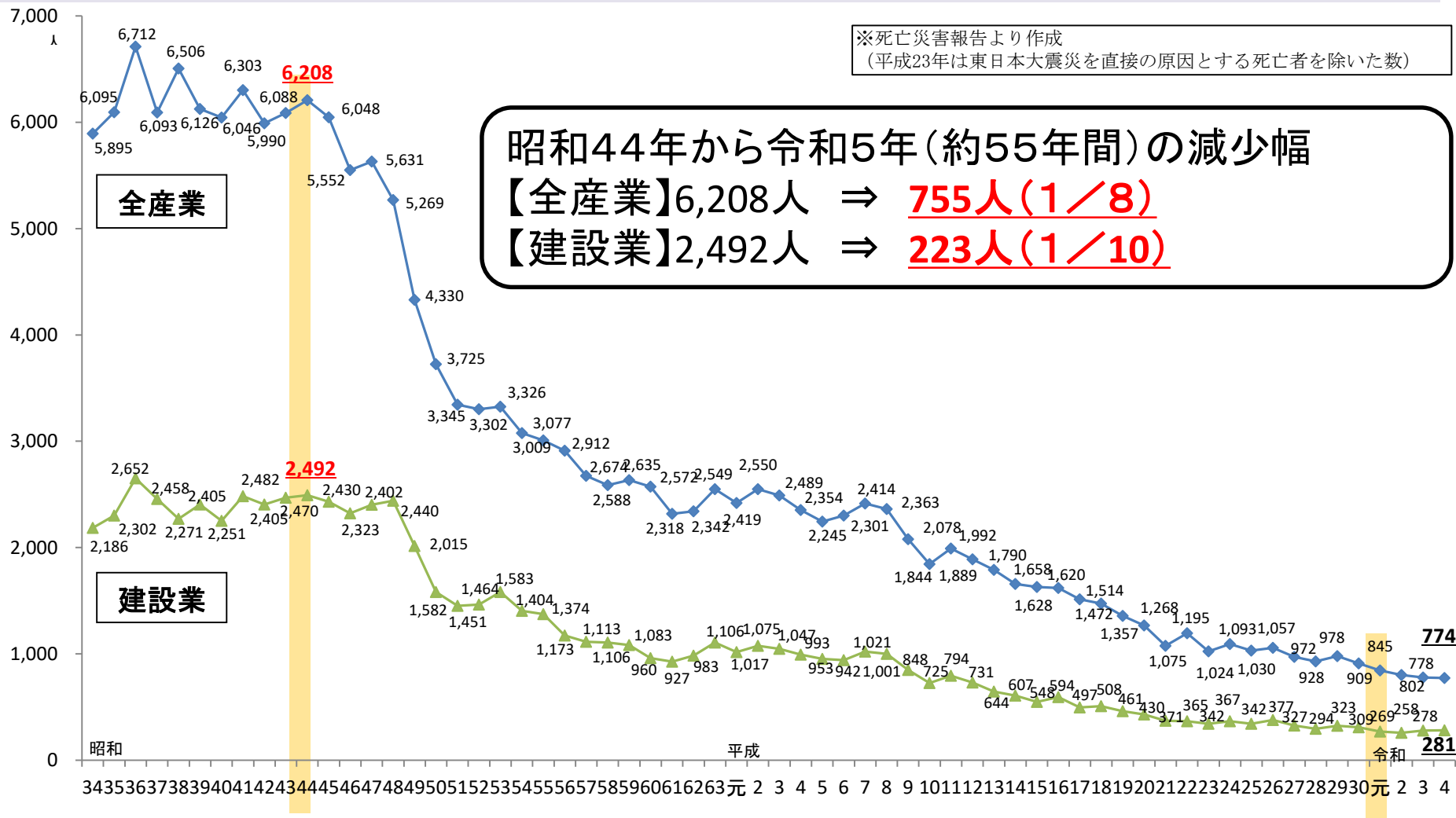
1

1 労働災害発生状況

死亡災害発生状況の推移

■ **建設業の死亡災害**は令和5年までの**過去50年間で大幅に減少**。

※死亡災害報告より作成
(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者を除いた数)

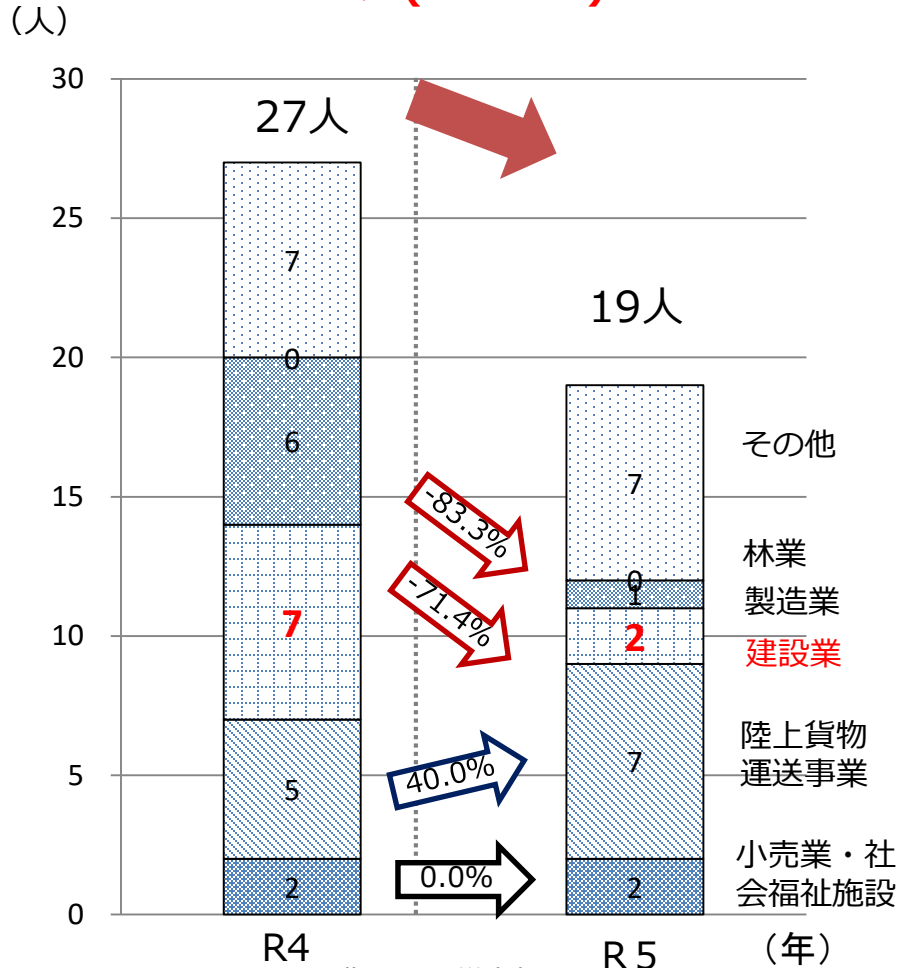


埼玉 令和5年 業種別労働災害発生状況（確定値）

- 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの
- 埼玉第14次労働災害防止計画において、令和4年と比較して令和9年までに死亡者数は20%以上の減少、死傷者数は増加傾向に歯止めをかけ、減少させる。

死亡者数

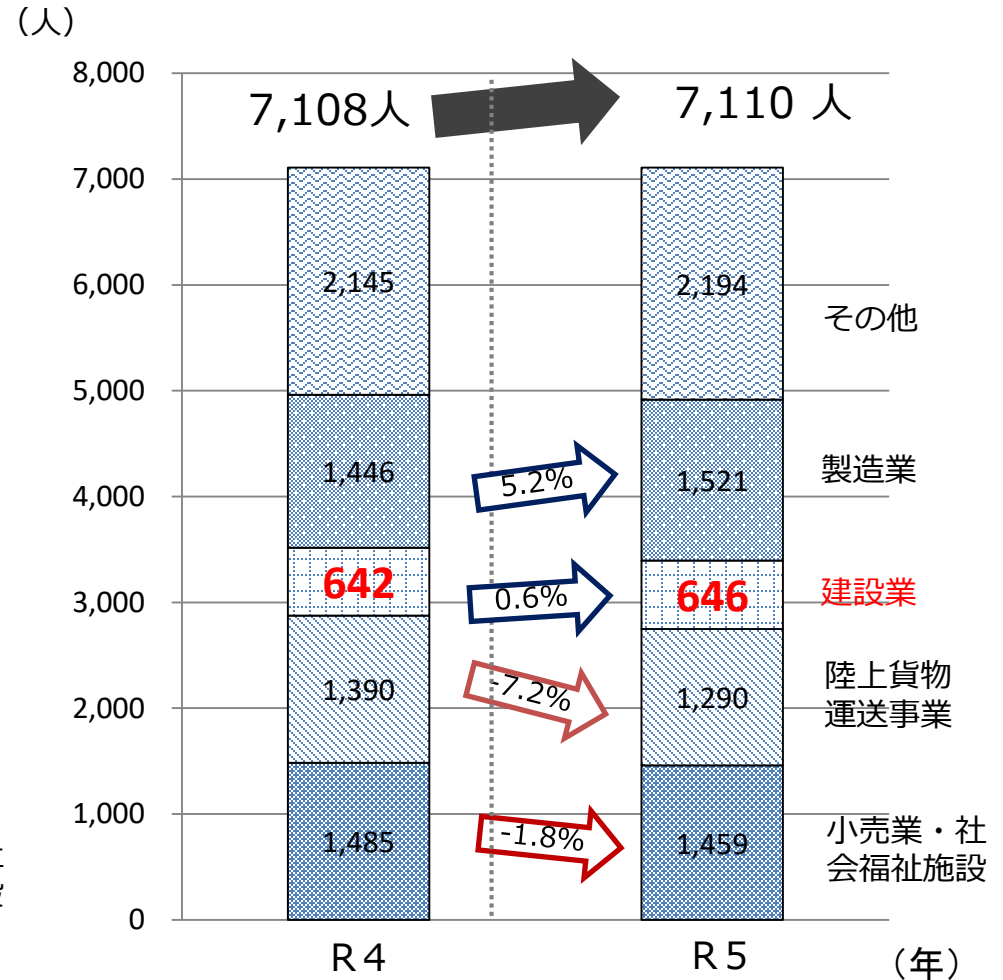
-8人(-29.6%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上死傷者数

+2人(+0.03%)



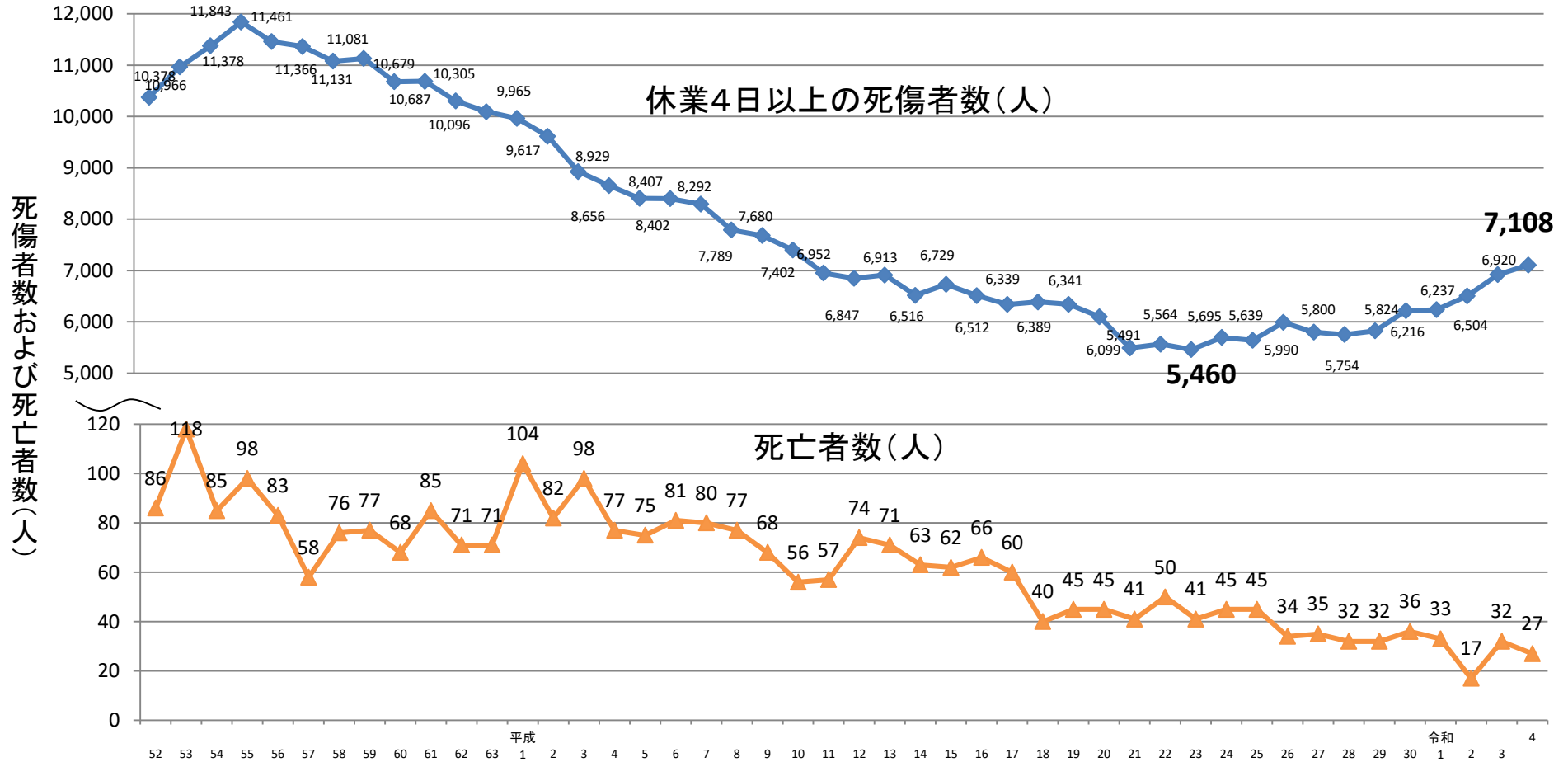
出典：労働者死傷病報告

新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害発生状況は以下のとおり。（上記グラフの人数には含まれていない。）

（死亡者数）令和4年 2人、（休業4日以上死傷者数）令和4年 8,099人、令和5年 1,885人

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移（埼玉）

- ・ 休業4日以上の死傷者数は、平成23年まで減少傾向にあったものの、増加に転じた。
- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にある。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、平成23年以降で過去最多となった。

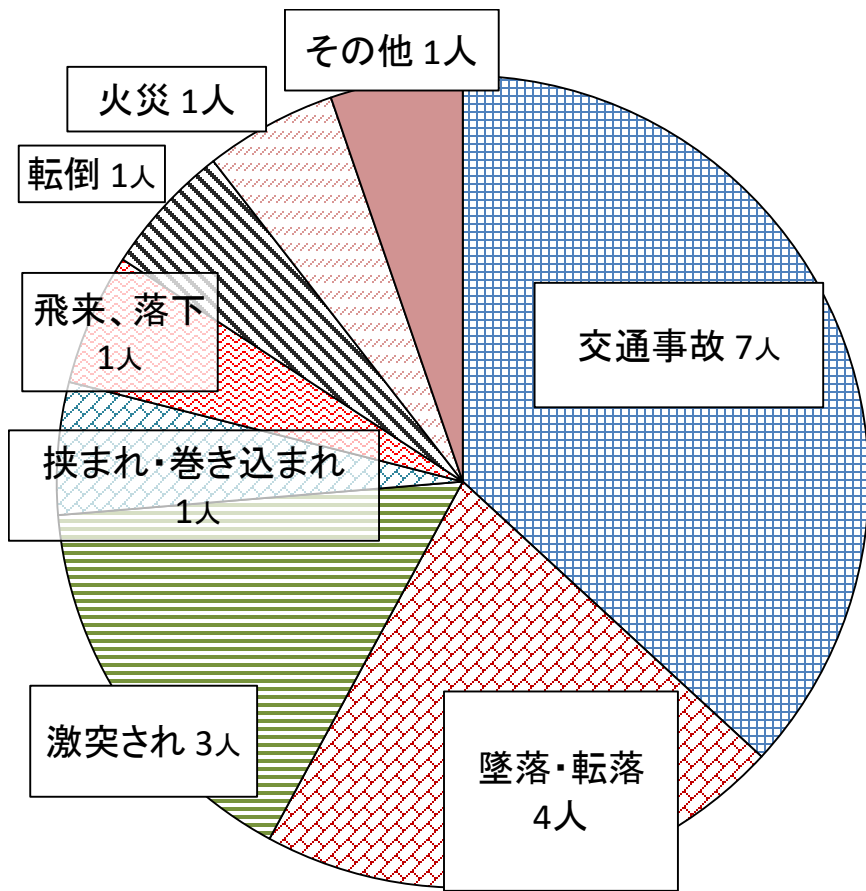


出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの

埼玉 令和5年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

死亡者数

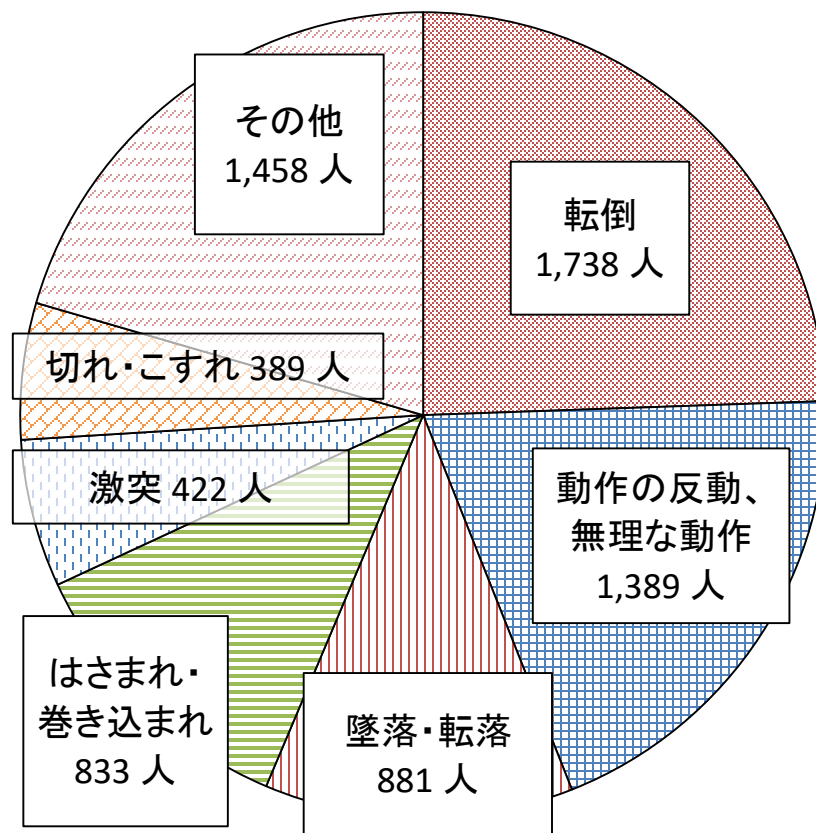
19人(前年比-29.6%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷者数

7,110人(前年比+0.03%)

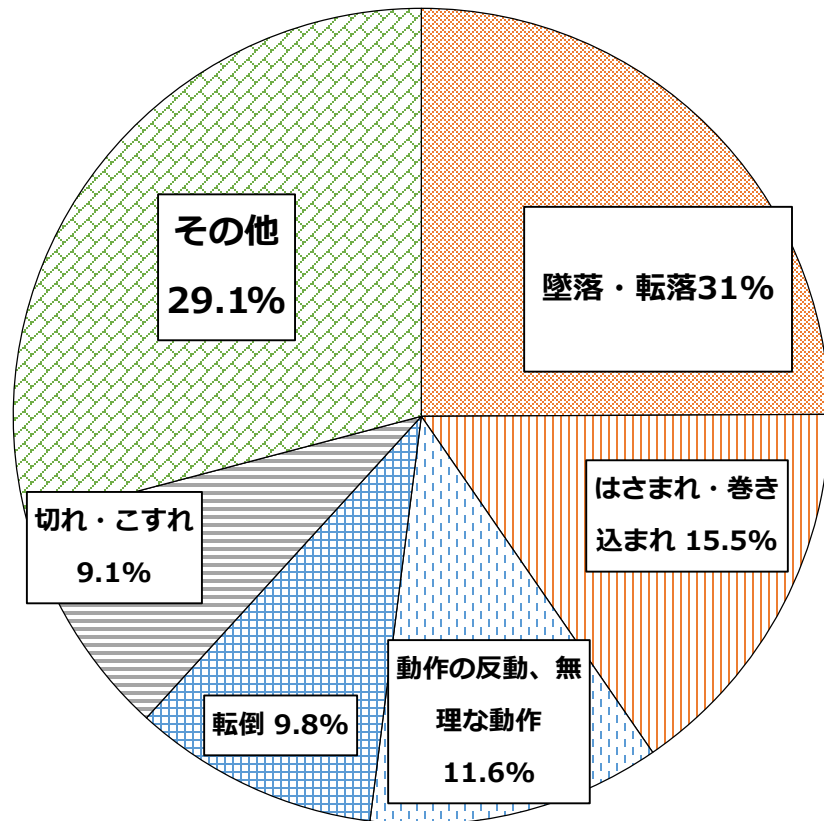


出典：労働者死傷病報告

埼玉県内の労働災害発生状況（建設業）

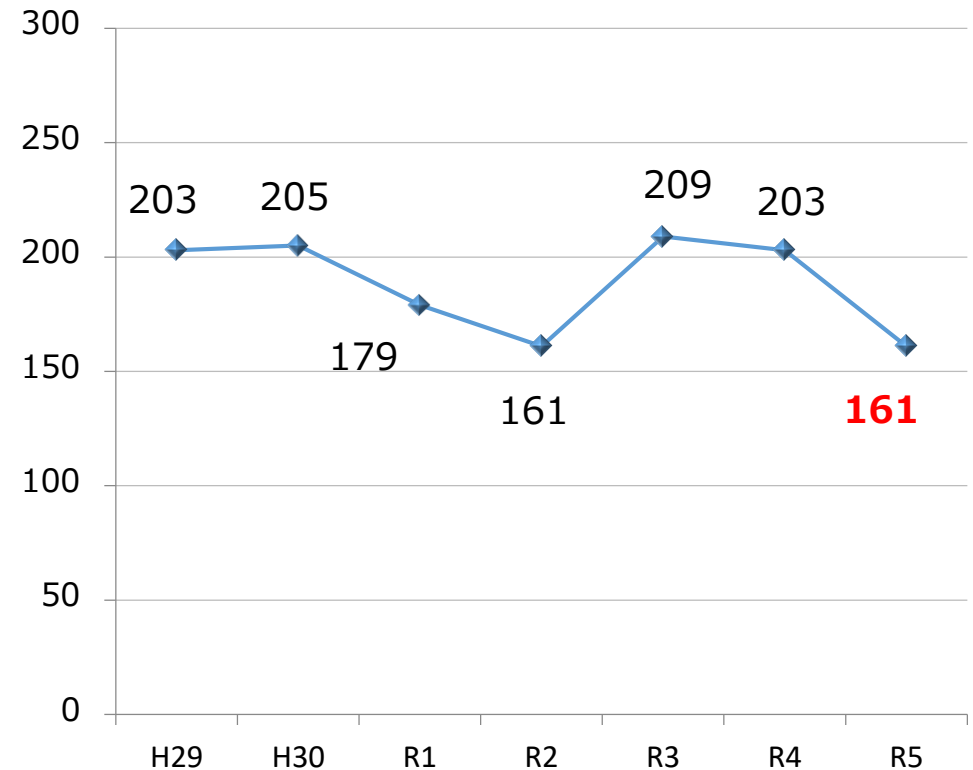
事故の型別労働災害発生原因（令和5年）

- 労働災害で「**墜落・転落**」が最も多く**約31%**
(うち骨折などにより**約78.9%**が休業**1ヶ月以上**)



墜落・転落災害発生数の推移

- 令和5年の墜落・転落による**死傷者数**は減少



埼玉県内の労働災害発生状況（建設業）

令和5年建設業における死亡災害事例

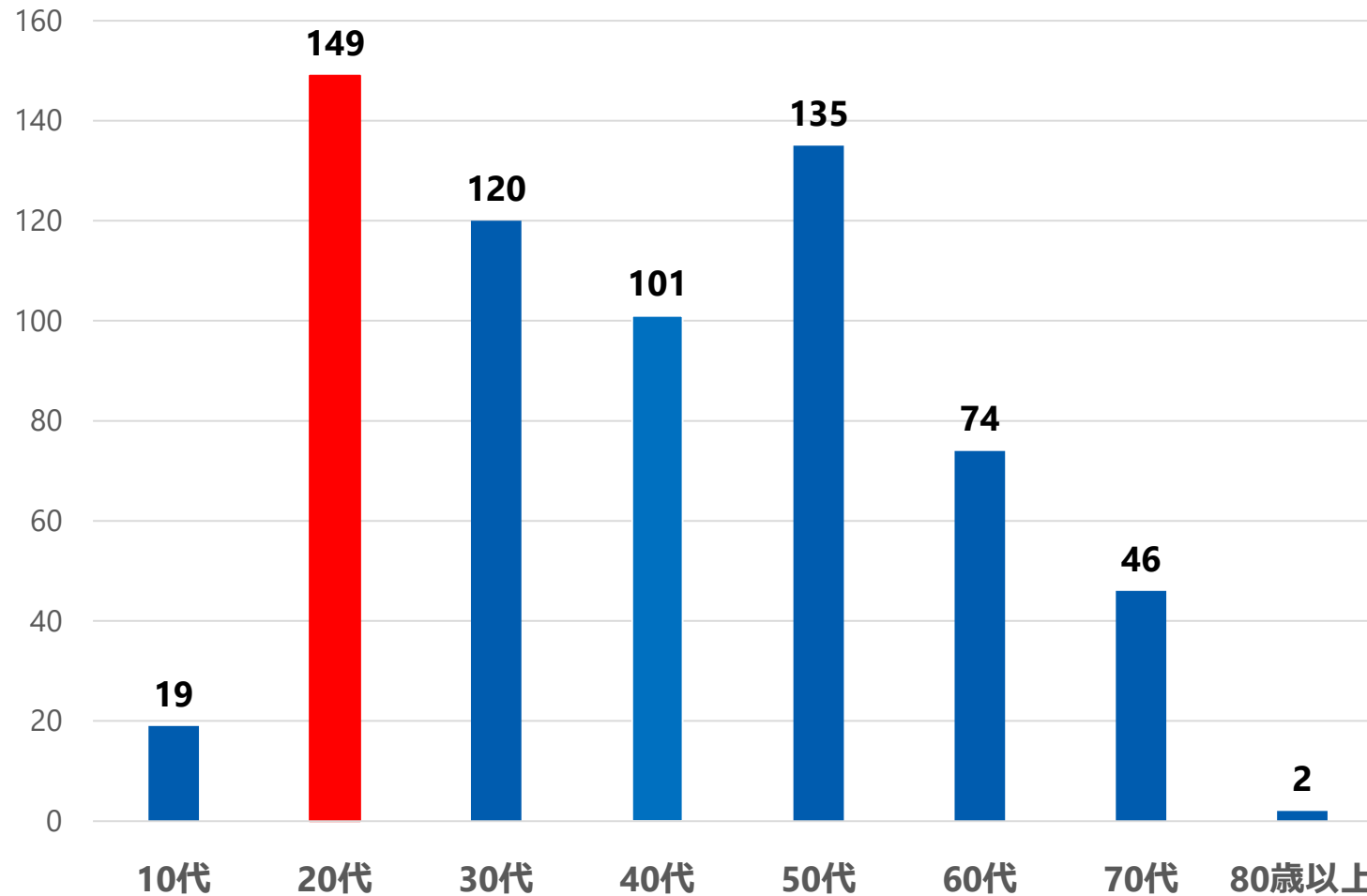
発生月	事業場規模	事故の型	被災者の年代	概要
2	10人未満	激突され	50代	板状の部材を束ねた荷を移動式クレーンにて吊降ろしていたところ、荷が倒れて玉掛け作業員が下敷きとなったもの。
6	10人未満	その他	60代	河川敷の除草作業中、スズメバチに刺されたもの。

令和5年 埼玉県内の労働災害発生状況（建設業）

休業4日以上
の死傷者数

646件（建設業）の年代別労働災害発生状況

● 20代が最多



埼玉県内の労働災害発生状況（建設業）

令和6年建設業における死亡災害事例（6月26日現在） ● **20代が4名死亡**

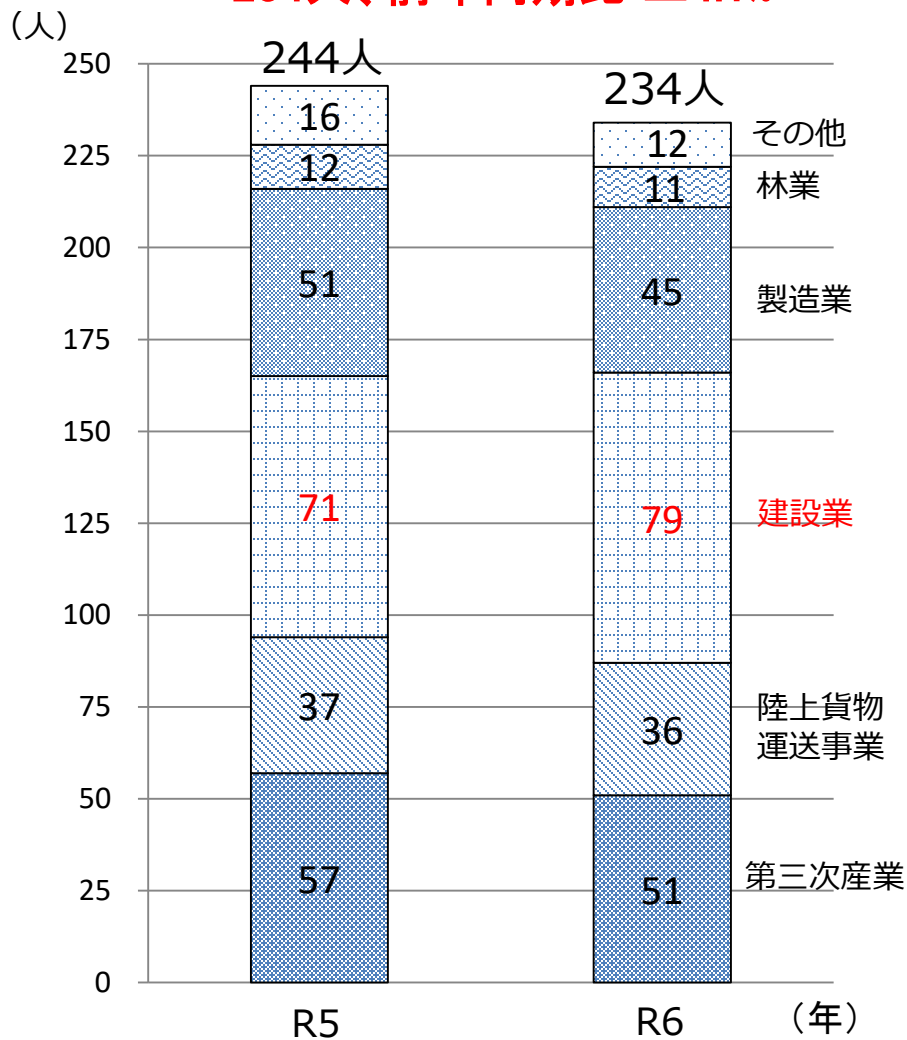
発生月	事業場規模	事故の型	被災者の年代	概要
1	10人未満	崩壊・倒壊	60代	道路（公道）端部に埋設された集積桝の清掃作業後、同桝のふたを閉じる準備作業を行っていたところ、同僚の運転する車両に轢かれたもの。
2	10人未満	激突され	20代	立木の伐倒作業において、自ら伐倒していた立木が裂け、激突されたもの。
2	10人未満	はさまれ・巻き込まれ	40代	敷地内の舗装面を均すため、整地用機械を使用していた被災者が、重機の操作をしながら、重機とともに後進した際に、重機とプラットフォームに挟まれたもの。
5	10人未満	はさまれ・巻き込まれ	20代	被災者は、元請所有の資材置場において、ドラグショベルを用いて、現場から運んできた土を均す作業を行っていたが、同僚が土を下すために資材置場を訪れた際、ドラグショベル車体後部の左右クローラーの間に意識がない状態で倒れ、右腕がクローラーの下敷きになっているのを発見された。
5	10人未満	墜落・転落	70代	橋脚の工事において、クレーン機能付きドラグショベルを用いて、材料を吊り上げ、回転させたところ、台船上から重機ごと川へ転落したもの。
6	10人未満	墜落・転落	20代	作業のため、屋根上を歩き移動したところ、高さ約8mのガラス製の天窗を踏み抜き、墜落したもの。災害発生時、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった
6	10人未満	激突され	20代	伐採作業において、伐木した木が「かかり木」となった。被災者は、かかられた木の伐木作業を行っていたところ、かかられた木が被災者のいる方向に倒れてきて下敷きになったもの。

令和6年労働災害発生状況（令和6年6月速報値）（全国）

※ 令和6年1月1日から令和6年5月31日までに発生した労働災害について、令和6年6月7日までに報告があったものを集計したものの

死亡災害

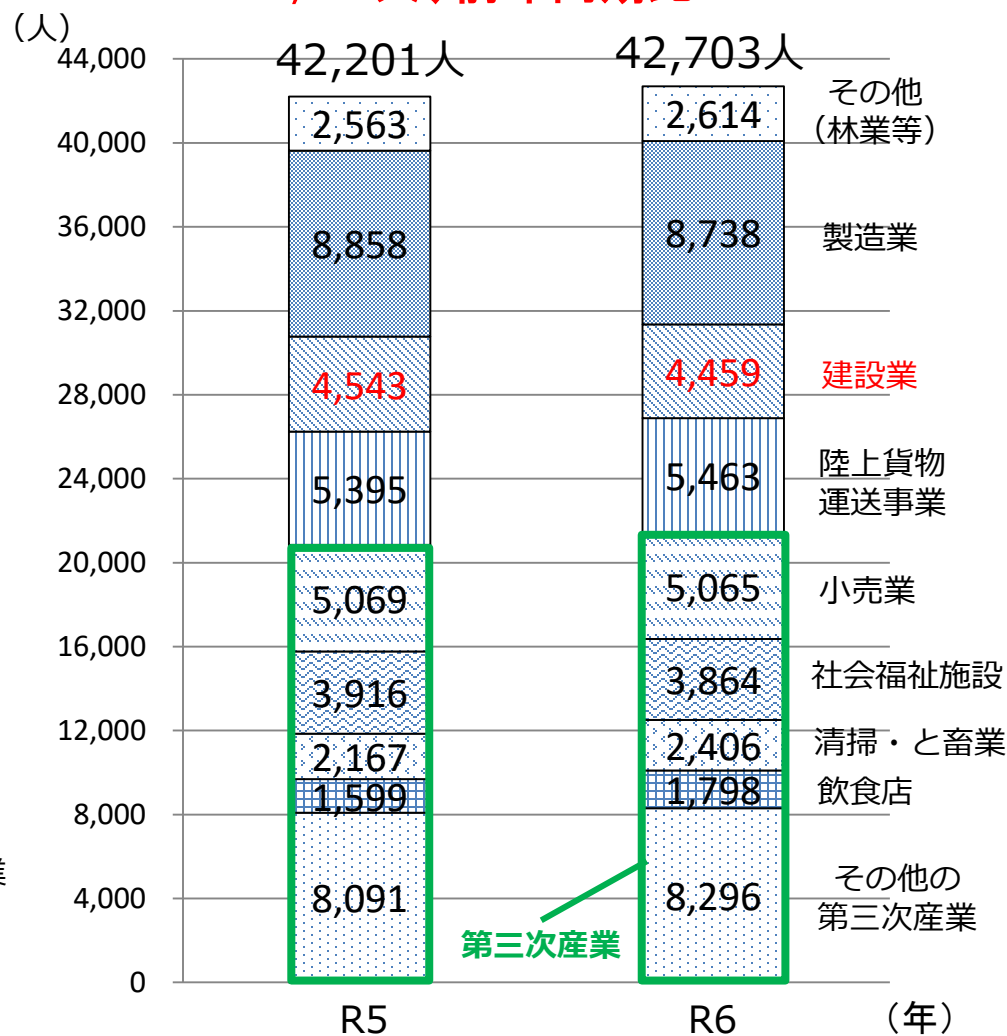
234人、前年同期比 ▲4.1%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

42,703人、前年同期比 +1.2%



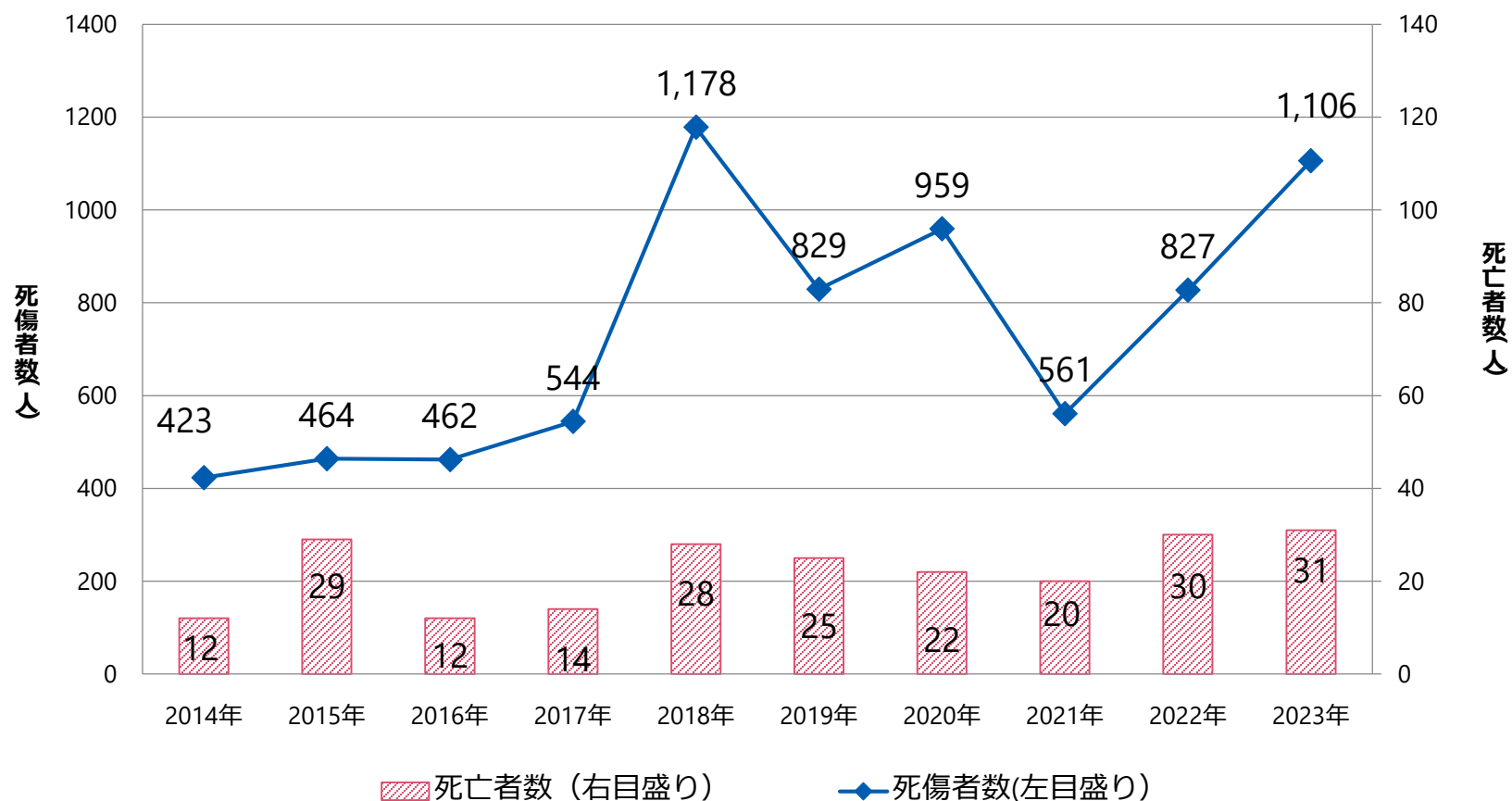
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

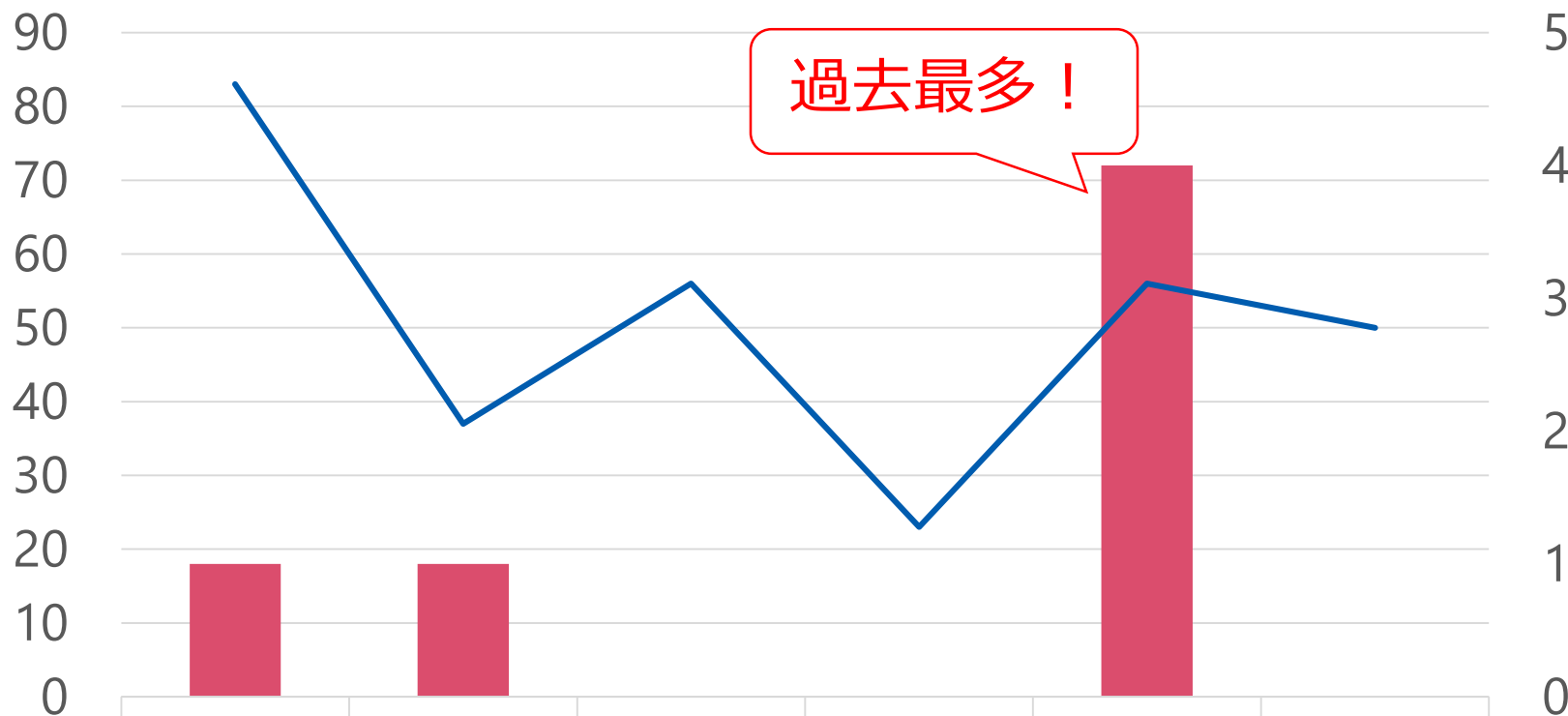
職場における熱中症の発生状況（推移）（全国）

- 過去10年間の年平均では、死傷者数は約730人、死亡者数は約20人

職場における熱中症による死傷者数の推移



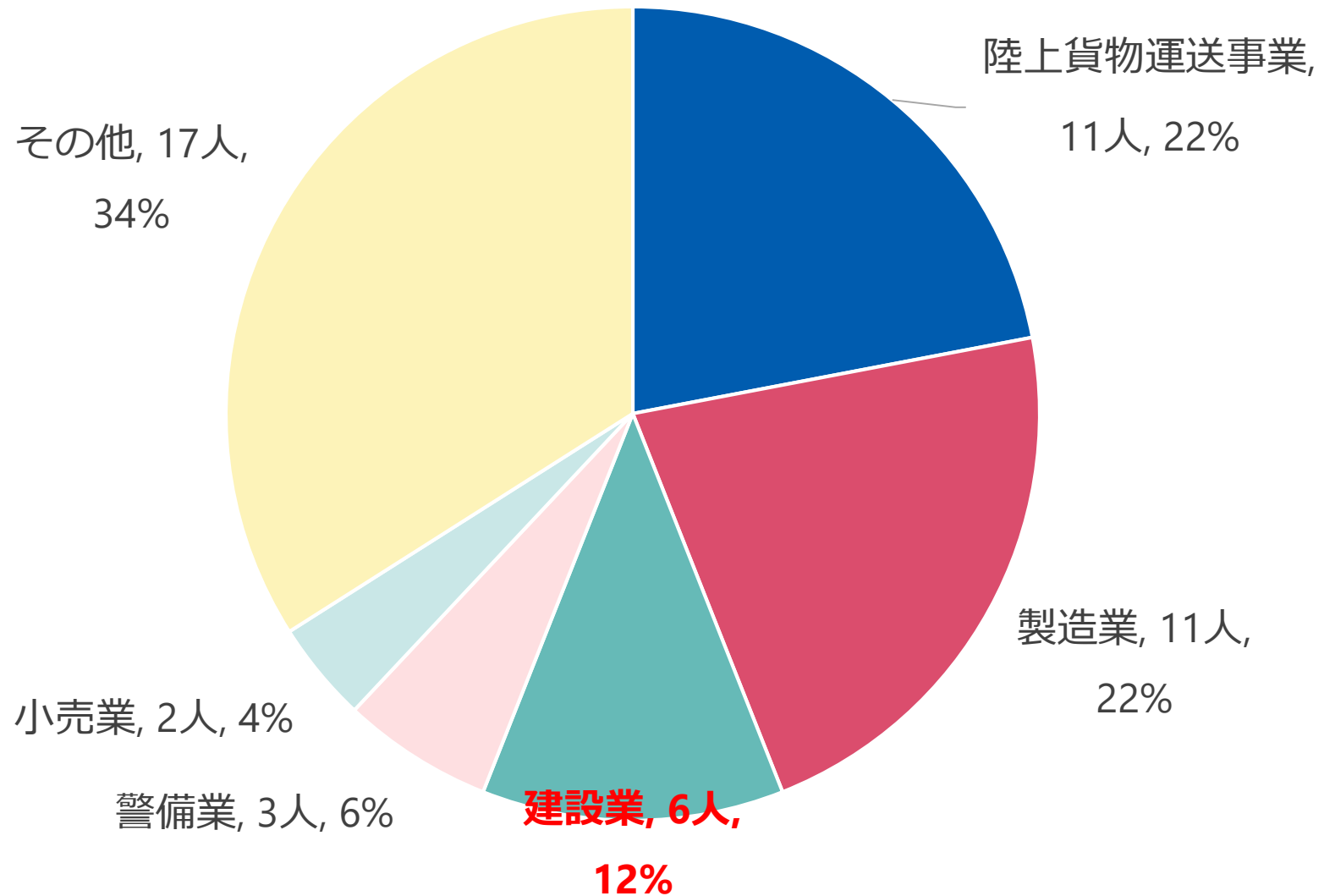
職場における熱中症の発生状況（推移）（埼玉）



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死亡	1	1	0	0	4	0
休業4日以上	83	37	56	23	56	50

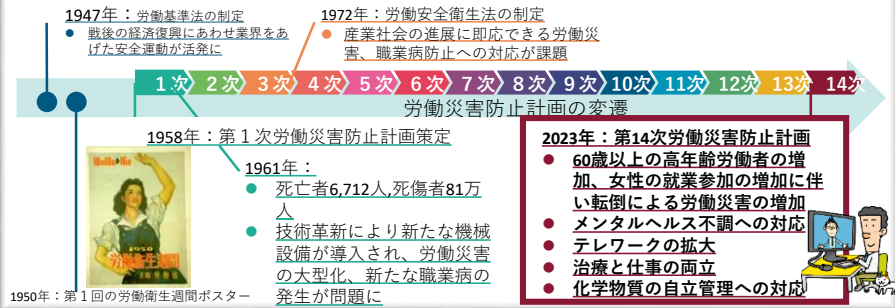
■	死亡
—	休業4日以上

職場における熱中症の発生状況（業種別）（埼玉）



2 第14次労働災害防止計画

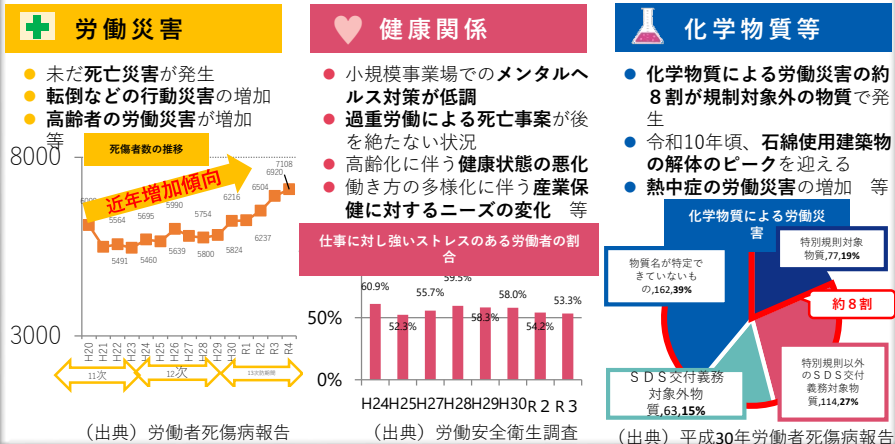
社会経済情勢の流れ・働き方の多様化



計画が目指す社会

- 誰もが安全で健康に働くことができる社会**
 - 事業者、注文者、労働者など関係者が自身の責任を認識する社会
 - 事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が醸成された社会
 - 安全衛生対策にVR（ヴァーチャル・リアリティ）やAI等を活用できる社会
- 安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会**
 - 事業者の責務である安全衛生対策を「人件費」から「人的投資」と認識される社会
 - 安全衛生対策に取り組むことが人材確保等の観点からもプラスとなる理解が醸成された社会
- 誰もが潜在力を十分に発揮できる社会**
 - 事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、安全と健康が確保されていることを前提として誰もが潜在力を十分に発揮できる社会

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性



埼玉第14次労働災害防止計画

令和5年度2023 — 令和9年度2027

ダイジェスト版

安全で健康に働くことのできる埼玉へ

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。
- 「埼玉第14次労働災害防止計画」は国が策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、埼玉労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

計画の構成

社会経済情勢の流れ・働き方の多様化

産業界が抱える安全衛生をめぐる課題の変化

- 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性
- ・ 転倒や腰痛などの労働災害の増加
 - ・ メンタルヘルス不調の問題
 - ・ 化学物質等による健康障害防止

8つの重点事項と具体的取組

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

計画が目指す社会

厚生労働省

埼玉労働局



重点事項別の具体的な取組と目標

8つの重点事項		労働局等の具体的な取組	アウトプット指標	アウトカム指標	
自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> 埼玉労働局が行う安全衛生施策の積極的な周知など 13 の取組 	(指標は立てず)	(指標は立てず)	
作業行動に起因する労働災害防止対策		<ul style="list-style-type: none"> 健康経営埼玉推進協議会を通じた事業者支援 理学療法士等と連携し、身体機能の維持改善を支援 事業者の自発的な取組を引き出すためのナッジ等を活用した周知 など 7 つの取組 	転倒対策の実施率 (R5) 44.7% → (R9) 50%以上 腰痛予防対策 (R5) 24.2% → (R9) 34.2%以上 <small>ハードソフト両面 (R9) 作業の自動化・省力化 (R9)</small>	転倒の年千人率 年齢層別・男女別 全体 増加に歯止め (R4比) 減少へ 腰痛の年千人率 全体 減少へ (R4比)	
高齢労働者の労働災害防止対策		<ul style="list-style-type: none"> 上記「作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の取組のほか、エイジフレンドリーG L (ガイドライン) に基づく取組の周知啓発 	エイジフレンドリーG Lの実施率 (R5) 56.2% → (R9) 66.9%以上 <small>(G Lを把握した上での取組)</small>	60歳以上の年千人率 増加に歯止め	
多様な働き方への対応等		<ul style="list-style-type: none"> テレワークG Lや副業・兼業G Lの周知 副業・兼業の労働者向け健康管理ツールの周知 視聴覚教材の普及 など 4 つの取組 	安全衛生教育の実施率 (R5) 61.7% → (R9) 71.7%以上 <small>外国人労働者が理解できる方法で</small>	外国人労働者の死傷年千人率 (R4比) 減少へ	
個人事業者等に対する安全衛生対策		<ul style="list-style-type: none"> 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対し、事業者が措置すべき健康障害防止措置の周知・徹底 など 2 つの取組 	(指標は立てず)	(指標は立てず)	
業種別労働災害防止対策	陸上貨物運送事業	<ul style="list-style-type: none"> 荷役G Lに基づく安全対策の実施を陸運事業者、荷主事業者に対し周知・指導 	荷役G Lに基づく措置の実施率 (R5) 47.9% → (R9) 57.9%以上 <small>(G Lを把握した上での取組)</small>	死亡者数 (R4比) -20% 増加に歯止め 死傷者数	
	建設業	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの普及、墜落・転落措置の徹底 建設工事関係者連絡会議を通じ、発注者・施工者の連携した対策を推進 など 4 つの取組 	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) 70.6% → (R9) 80.6%以上	死亡者数 (R4比) -20%	
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> 機械災害に関するリスクアセスメントの徹底 食料品製造業における職長教育の徹底 フォークリフト安全運転の徹底・周知 	機械災害に関するリスクアセスメント (R5) 33.0% → (R9) 43.0%以上	死亡者数 (R4比) -20%	
	林業	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携し伐木等作業の安全G L等に基づく安全対策の徹底 	労働災害に関するリスクアセスメント (R5) 55.6% → (R9) 65.6%以上	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%	
	ビルメンテナンス業 廃棄物処理業	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携し自主的な安全衛生活動を推進 墜落・転落災害防止措置等の安全対策の徹底 	墜落・転落災害に関するリスクアセスメント (R5) 60.0% → (R9) 70.0% 廃棄物 (R5) 46.7% → (R9) 56.7%以上	計画期間中の累計死亡者数 (H30-R4比) -25%	
	小売業 社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県S A F E協議会の活動を通じ自主的な安全衛生活動の定着を支援、ノーリフトケアの普及 安全衛生対策の好事例の水平展開 	安全衛生活動 (R5) 9.0% → (R9) 19.0% ノーリフトケア (R5) 24.7% → (R9) 34.7%以上 <small>4S・KY・見える化の実施率 (R9) 導入事業場割合 (R9) 小売業 (R5) 社会福祉施設 (R5)</small>	小売業及び社会福祉施設の死傷者数 それぞれ 増加に歯止め	
健康確保対策	メンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善の周知 産業保健総合支援センターを通じたメンタルヘルス対策の支援 など 6 つの取組 	メンタルヘルス対策 (R5) 42.8% → (R9) 80%以上 ストレスチェック実施割合 (R5) 35.3% → (R9) 50%以上 <small>(R9) (50人未満)</small>	仕事に関し強いストレスを抱える者 (R9まで) 50%未満	
	過重労働	<ul style="list-style-type: none"> 過重労働が疑われる事業者への指導の徹底等 新たに時間外労働の上限規制が適用される者を雇用する事業者への周知・指導など 4 つの取組 	年休取得率 (R4) 56.2% → (R7) 70%以上 勤務間インターバル (R4全国) 5.8% → (R7) 15%以上	週労働時間60時間以上の雇用者割合 週労働時間40時間以上の雇用者のうち (R7まで) 5%未満	
	健康保持増進	<ul style="list-style-type: none"> 健康経営埼玉推進協議会構成員と連携し、健康保持増進対策の意義等を経営層に対し意識啓発 コラボヘルス推進のための取組 など 6 つの取組 	健康保持増進対策の実施率 (R5) 80.9% → (R9) 90.9%以上 <small>健康課題を把握した上での取組</small>	健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待 計画期間中の死傷者数 (指標は立てず)	
健康障害対策	化学物質	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の自律的管理を推進するための周知 化学物質管理に係る人材育成・講習機会の充実 	ラベル表示-SDS交付 (R5) 75.0% → (R7) 80%以上 SDSラベル (R5) 56.3% → (R7) 80%以上	リスクアセスメント実施率 (R5) 65.8% → (R7) 80%以上 <small>措置未把握 (R9) 80%以上</small>	計画期間中の死傷者数 (H30-R4比) -5%
	熱中症	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防対策の実施を促進するため、暑さ指数計等の普及、対策の周知・指導 	巡視による水分・塩分補給、不調者の確認 (R5) 49.6% → (R9) 59.6%以上	死傷者数の増加率 (前期増加率比) 減少へ	

※ 石綿、粉じん、騒音、電離放射線による健康障害防止対策はアウトプット指標・アウトカム指標を掲げていないため省略している

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 墜落・転落災害に関するリスクアセスメントに取り組むとともに、墜落・転落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用を徹底する。

（イ）（ア）の達成に向けて埼玉労働局等が取り組むこと

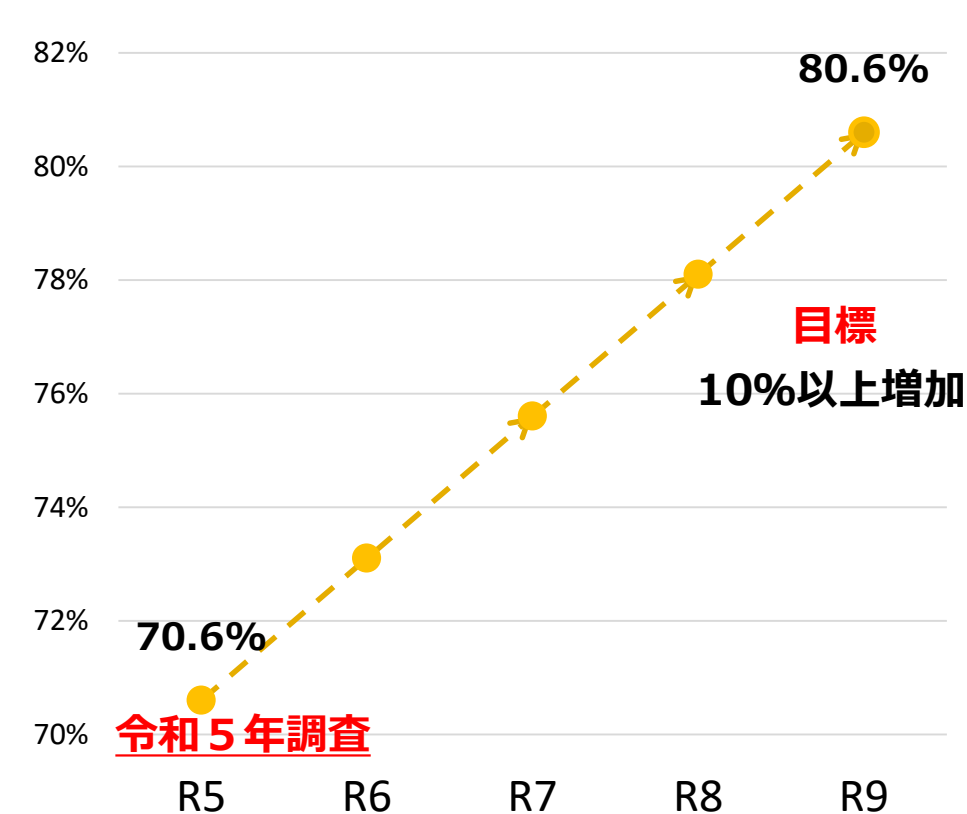
- リスクアセスメントの普及を図るとともに、墜落・転落災害防止措置の徹底を図る。
- 建設工事関係者連絡会議の活動を通して、発注者及び施工者と連携し、安全衛生対策の推進を図る。
- 建設業労働災害防止協会埼玉県支部と連携し、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）に基づき、国土交通省地方整備局等と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。

埼玉第14次労働災害防止計画に定める建設業の目標

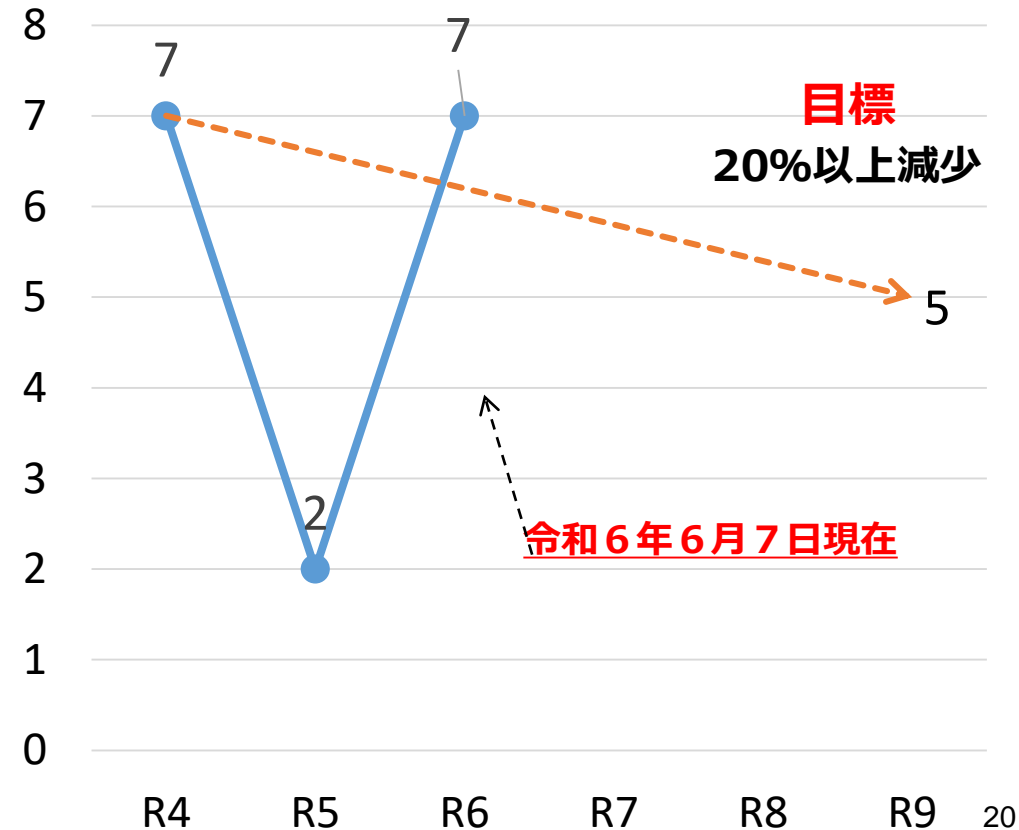
【アウトプット指標】 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を10%以上増加させる。

【アウトカム指標】 死亡者数を令和4年と比較して、令和9年までに20%以上減少させる。

「墜落・転落災害の防止」に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合



死亡災害



3 建設業における安全衛生対策の推進

令和6年度 建設業における安全衛生対策【概要】

1. 安全確保対策

- 1 足場等からの墜落・転落防止対策
- 2 はしご・脚立からの墜落・転落防止対策
- 3 墜落制止用器具の適切な使用
- 4 令和6年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策**
- 5 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- 6 山岳トンネル工事における安全対策
- 7 転倒災害の防止
- 8 交通労働災害防止対策
- 9 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 10 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
- 11 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- 12 高年齢労働者等の労働災害の防止
- 13 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 14 一人親方等の安全衛生対策
- 15 伐木等作業の安全対策
- 16 安全な建設機械の普及
- 17 建設工事関係者連絡会議の運営等
- 18 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

2. 労働衛生対策・化学物質対策

- 1 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
- 2 熱中症対策
- 3 じん肺予防対策
- 4 騒音障害防止対策
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿健康障害予防対策
- 7 危険有害な作業を行う場合の請け負わせる一人親方等への措置

3. 共通的な対策等

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進

(関連通達)

「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(R6.3.29付け 基安安発0329第6号、基安労発0329第3号、基安化発0329第3号)

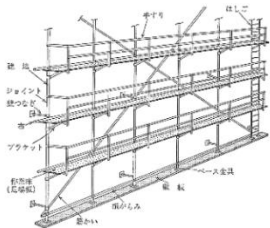
足場からの墜落・転落災害防止対策に係る制度改正

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

R6.4.1
施行

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

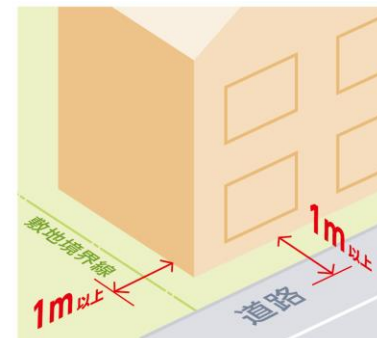
● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1
施行

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

- **指名の方法** 点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

R5.10.1
施行

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

建設業における安全対策③ はしご等からの墜落・転落防止対策

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒



脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

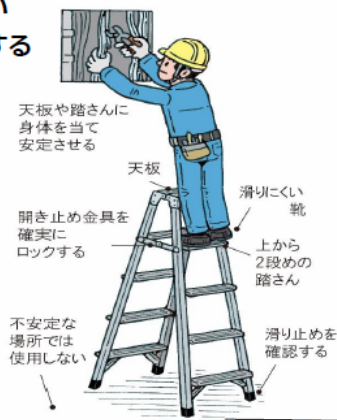
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する (3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒



墜落制止用器具の適切な使用

● 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）

規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具




No	メーカー	製品の種類および型番
1	株式会社データコンプレッションズ	フルハーネス・HS2201-SA1（株式会社データコンプレッションズ） ランヤード・HS2201-SA1（株式会社データコンプレッションズ）
2	株式会社正真	フルハーネス・型番無し（株式会社正真） ランヤード・型番無し（株式会社正真）
3	株式会社TOWA	ランヤード・TWNHLY150A（Lot.T2301に限る。）（株式会社TOWA）
4	合同会社ログソルJAPAN	ランヤード・LOG-H101（合同会社ログソルJAPAN）
5	株式会社NTR	ランヤード・KB02（株式会社コンプリート） ランヤード・EJP21（光円電工） ランヤード・型番無し（XBEN） ランヤード・KB02（QAZKOKO） 胴ベルト型・TB-KD-18（光円電工） 胴ベルト型・GJ-HSC-01（光円電工）
6	IWOJ	ランヤード・TW-WJ-06（IWOJ）
7	Shandong Guangjia Rope Net Co.,LTD.	胴ベルト型・TB-KD-14（光円電工） 胴ベルト型・TB-WJ-02（IWOJ） 胴ベルト型・型番無し（FODME）

厚生労働省は、高所作業等の際に使用が義務付けられている墜落制止用器具（安全帯）の安全性を確認するため、国内で販売されている製品の構造、性能、強度等の試験を行う買取試験を実施しています。

令和5年度の買取試験の結果、一部製品に墜落制止用器具の規格（以下「規格」）で定める構造、性能、強度等の要件を満たしていないものが確認されました。規格で定める要件を満たしていない製品が使用された場合には、労働災害等の発生につながるおそれがあることから、厚生労働省では、販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意喚起するため、ウェブサイトでその事実を公表しています。

これらの規格で定める要件を満たしていない製品は、労働安全衛生法の規定により、高所作業等の際に使用する墜落制止用器具として製造、販売、使用が禁止されています。厚生労働省では、メーカー、ユーザー、販売業者の関係団体に対し、注意喚起の通達を发出し、高所作業等を行う場合は規格に適合した墜落制止用器具を使用するよう呼びかけています。

石綿障害予防規則等の改正のポイント (令和2年7月公布※令和5年1月公布反映版)

改正前		改正後	
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※ 十四日前</p>	<p>情報提供・費用等の配慮 (発注者)</p> <p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p>
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※ 工事開始前</p>	<p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>等</p>	<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>けい酸カルシウム板1種※2 (破砕時) <small>(令和2年10月施行)</small></p> <p>仕上げ塗材 (電動工具での除去時) <small>(令和3年4月施行)</small></p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>

改正後 ※下線部分が改正内容

事前調査結果等の報告 (一定規模以上の工事)※1が対象
(令和3年4月施行)

計画届 (レベル2も計画届) ※ 十四日前
(令和3年4月施行)

- ・情報提供・事前調査結果を踏まえた費用等の配慮 (発注者)
(令和3年4月施行)
- ・事前調査
※調査方法を明確化
(令和3年4月施行)
- ・資格者による調査
(令和5年10月施行※工作物の事前調査は令和8年1月施行)
- ・調査結果の3年保存
- ・現場への備え付け
(令和3年4月施行)
- ・作業計画
- ・作業状況等の写真等による記録・3年保存
(令和3年4月施行)

負圧隔離

集じん・排気装置の初回時、変更時点検
(令和3年4月施行)

作業開始前、中断時の負圧点検
(令和3年4月施行)

隔離解除前の取り残し確認
(令和3年4月施行)

等

隔離
※負圧は不要
けい酸カルシウム板1種※2 (破砕時)(令和2年10月施行)
仕上げ塗材(電動工具での除去時)(令和3年4月施行)

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種 (天井、耐火間仕切壁等に使用) : レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

建築物の解体工事等の開始前の労働基準監督署への報告 (令和4年4月1日施行)

■一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、**事前調査結果等を電子システム(スマホも可)で報告することを義務付け**(書面による報告も可)

◆ 報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶（鋼製に限る。以下同じ。）の解体工事・改修工事

4

4 熱中症対策

3 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

- 職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレット等にまとめ、「**STOP!熱中症 クールワークキャンペーン**」(5月1日から9月30日)のキャンペーン期間及び準備期間に、事業者や労働者に対し周知。
- 都道府県労働局及び労働基準監督署をでは、**事業者に対する指導等を実施。**

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。

準備期間: 4月 | キャンペーン期間: 5月~9月 | 重点取組: 7月

準備期間(4月)にすべきこと
きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備。送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上自衛隊運送事業労働災害防止協会、港湾労働運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンソータム協会、一般社団法人全国労働安全協会、【協賛】公益社団法人日本労働安全協会、一般社団法人日本電気計測工業会、【協賛】関係団体(予定)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

キャンペーン期間(5月~9月)にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価
 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
 地域を代表する一般的な暑さ指数(現場値)を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を相まさせる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を止め、病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間(7月)にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたとときは、躊躇することなく救急隊を要請

4 職場における熱中症予防対策

- ・職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイトの整備を実施するとともに、熱中症予防対策の啓発を実施。
- ・場所を問わずアクセスして学べるeラーニングコンテンツを拡充。
ポータルサイトURL: <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- ・「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を掲載



QRコードはこちら
です



ヨシ!



熱中症予防啓発キャラクター

チューイ カン吉

職場における熱中症予防対策

新たに熱中症予防のチェックリストを作成しました（令和6年6月28日以降埼玉労働局のホームページに掲載しますのでダウンロードして使用してください）。

・熱中症予防のため、体調を万全にし体調をチェックしていくことが大切です。

・体調管理は自己責任で本人任せにするのではなく、管理者のチェックも重要です。

・万が一発生した時に備え応急手当の方法も確認しておきましょう。

熱中症予防チェック！



1 前日の体調をチェック

- 深酒していませんか 
- 夜更かしをしていませんか
- 体調不良になっていませんか
- 熱中症警戒アラートを確認しましたか
- 暑熱順化できていますか

2 仕事前の体調をチェック

- よく眠れましたか
- 朝食をしっかり食べましたか 
- 体調はよいですか。
発熱、下痢、吐き気、だるさはないですか。
- 二日酔いしていませんか
- 熱中症警戒アラートを確認しましたか

3 仕事前の準備をチェック

- 休憩場所は確保されていますか
- 水分・塩分の用意はできていますか
- 応急手当の方法を確認してありますか
- プレクーリングしていますか 
- WBGT値に応じた作業計画になっていますか

4 仕事中の危険をチェック

- 単独作業を避けていますか
- 声をかけあった作業をしていますか
- 水分・塩分の補給をして（させて）いますか 
- こまめに休憩をとって（とらせて）いますか
- 管理者がバトロールを行い健康状態を確認していますか 

5 発生時に備えたチェック

- すぐに涼しいところに移動させ身体を冷やす準備がありますか
- 近隣の病院、診療所などの情報収集はしてありますか
- 緊急連絡網など連絡体制は確認してありますか
- 熱中症予防・対応などの教育はしていますか
- 応急手当マニュアルなど発生時の対応を確認できるものを用意していますか



熱中症は正しい知識を持ち、きちんと対応すれば防ぐことができるあるいは軽症ですむ災害です。しっかりと準備をして、暑い夏をのりきましょう！

厚生労働省 埼玉労働局

職場における熱中症予防対策

熱中症が発生した場合の対処方法を事前に確認しておきましょう。初動が大切です。

熱中症の応急処置マニュアル

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら…。
落ち着いて、状況を確認して対処しましょう。最初の処置が肝心です。

熱中症を疑ったときには何をすべきか

チェック1 熱中症を疑う症状がありますか？

(めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温)

はい

チェック2 呼びかけに応えますか？

はい

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

チェック3 水分を自力で摂取できますか？

はい

水分・塩分を補給する

チェック4 症状がよくなりましたか？

はい

そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう

いいえ

救急車を呼ぶ



救急車が到着するまでの間に応急処置を始めてください。呼びかけへの反応が薄い場合は無理に水を飲ませずはいけません

救急車を待つ間

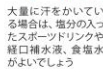
涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

水のうち等があれば、首、脇の下、太腿のつけ根を集中的に冷やしましょう*

すみやかに医療機関へ



本人が倒れたときの状況を知っている人が付き添って、発症時の状態を伝えましょう



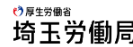
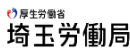
大量に汗をかいている場合は、塩分の入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水がよいでしょう

*スポーツや激しい作業・労働等によって起きる労作性熱中症の場合は、全身を冷たい水に浸す等の冷却法も有効です。 出典：環境省「熱中症環境保護マニュアル2022」

POINT どこを冷やすのか？

文中やイラストでも示しているように、体表近くに太い静脈がある場所を冷やすのが最も効果的です。なぜならそこは大量の血液がゆっくり体内に戻っていく場所だからです。具体的には、頸部の両側、腋の下、足の付け根の前面(股径部)等です。そこに保冷剤や氷枕(なければ自販機で買った冷えたペットボトルやか割り氷)をタオルでくるんで当て、皮膚を通して静脈血を冷やし、結果として体内を冷やすことができます。冷やした水分を摂らせることは、体内から体を冷やすとともに水分補給にもなり一石二鳥です。また、濡れたタオルを体に当て、扇風機やうちわ等で風を当て、水を蒸発させて体を冷やす方法もあります。

出典：環境省「熱中症環境保護マニュアル2022」を改変



熱中症の症状

分類	症状	臨床症状からの分類	重症度	対処法(参考)
重症度 I度 (軽症)	<ul style="list-style-type: none"> 意識ははっきりしている 手足がしびれる めまい・たちくらみがある 筋肉のこむら返りがある(痛い) 	熱失神 熱けいれん	小	現場で対処し経過観察 涼しい場所へ避難して服をゆるめ体を冷やし、水分・塩分を補給しましょう。誰かがついて見守り、良くなければ、病院へ。
重症度 II度 (中等症)	<ul style="list-style-type: none"> 吐き気がする・吐く 頭がガンガンする(頭痛) 体がだるい(倦怠感) 意識が何となくおかしい 	熱疲労	中	医療機関を受診 速やかに医療機関を受診しましょう。
重症度 III度 (重症)	<ul style="list-style-type: none"> 意識がない 呼びかけに対し返事がおかしい 体がきつする(けいれん) まっすぐ歩けない・走れない 体が熱い 	熱射病	大	救急車を要請 救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却しましょう。

出典：日本救急医学会熱中症診療ガイドライン2015を参考に大塚製薬で改変

熱中症予防のポイント

暑さを避けましょう

暑い日は、涼しい服装や日傘・帽子の使用を心がけることが大切です。少しでも体調が悪くなったなら、涼しい場所へ移動するようにしましょう。



室内環境を整えましょう

高齢者の熱中症の特徴として、室内で多く発生していることがあげられます。部屋の温度が上げられないように工夫するとともに、こまめに温度をチェックするようにしましょう。



こまめに水分補給

汗をかき体温調節をするためにもカラダの水分量の維持はかせません。のどが潤いていなくても、こまめな水分補給を心がけましょう。



日頃から体調管理

普段から「栄養バランスの良い食事」「適度な運動」「十分な睡眠」で規則正しい生活を意識し、体調管理に努めましょう。



POINT

カラダの水分量を維持するためには、体液に近い成分のイオン飲料がおすすです。ナトリウムなどのイオン(電解質)を適切な濃度で含んでいるのでカラダに負担をかけることなく、水と比べても体内保持率が高いイオン飲料は、長時間カラダを潤し続ける特性があり、水分補給に適しています。

飲料別体内キーブカ比較
飲んだ後、2時間経った時点で、飲んだ量のうちカラダに残った割合。



出典: Dai T. et al.: Aviat Space Environ Med(2004)を改変

働く世代の健康づくり推進に向けた包括連携協定の概要

働く世代の健康づくり推進に向けた各者のこれまでの取組

大塚製薬



- **熱中症対策**、女性特有の健康課題解決、健康経営、食生活等の健康づくりに関する情報の発信
- 事業者に対するセミナーの実施 等

埼玉労働局

厚生労働省

埼玉労働局

- 労働安全衛生法令及び各種指針※に基づく健康保持増進対策の実施等に関する事業場への指導
- 労働者の健康保持増進に関する説明会等の実施
- 健康経営埼玉推進協議会を通じた健康経営の推進

包括連携協定締結後の取組予定

連携項目



厚生労働省

埼玉労働局

- 1 働く世代の健康保持増進に関すること
- 2 健康経営の普及・促進に関すること
- 3 **熱中症対策**に関すること
- 4 女性特有の健康課題への対応に関すること
- 5 食生活の改善の促進に関すること
- 6 その他、前条の目的の達成に資すること

取組内容（予定）

- 連携項目に関する情報発信（連名でのリーフレット（参考例：別紙1）の作成・各者のネットワークを通じた配布等）
- 連携項目に関する啓発・教育（各者が実施するセミナー、説明会等への協力（参考例：別紙2））等

働く世代の健康づくり推進

Cool Work SAITAMAのロゴを使って熱中症予防を呼びかけましょう

